

Title	明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(Ⅰ)
Sub Title	Development of silk manufacture and a change of a village structure in the early Meigi era
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.1 (1969. 1) ,p.69- 78
JaLC DOI	10.14991/001.19690101-0069
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690101-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

きである。

私的なものであれ社会的なものであれ、耐久財が最適に配分されている状態では、各財についてそれが配分されているすべての用途から上がる収益を考慮した意味での社会的収益率(あるいは、耐久財自身の効用単位で測った価格の変化率を付け加えているという意味で社会的自己利子率)がお互いに等しくなっているのであるが、さらにその値は、労働増加率と社会的な割引率との和に等しくならなければならない。長期的に経済がたどるべき経路は、耐久財ストック総量の増加率が労働増加率に等しいバランスのとれた成長状態であって、そこでは、耐久財の効用単位で測った帰属価格が時間を通じて一定となる。このとき、社会的な割引率が十分にゼロに近いならば、上の条件は、バランスのとれた成長状態のもとで任意の1期間の社会的効用を最大化するという一般化された「新古典派定理」の条件、つまり耐久財の収益率が体系の成長率に等しいという条件に一致する。

本稿において導かれた結論のうちで最も重要なものは、最適資源配分を動学的なタームで考える場合においても、静学的な分析が示すのと同様の最適条件が得られるということであって、とりわけ、耐久財用役の配分される用途間に外部効果が存在する場合には、次のような静学的な場合と同一の政策的インプリケーションが導出される。その用役が配分される用途間に正の外部効果つまり外部経済が存在するような社会的耐久財のストックは、そのような外部効果を持たない私的耐久財のストックに対して、完全競争市場経済においては(最適状態と比較して)相対的に過小に蓄積される傾向を持つ。また、負の外部効果つまり外部不経済が存在する場合には、逆の傾向を持つ。さらに加えて、外部経済が存在する場合には、耐久財の総ストック量が、最適な状態と比較して過小に蓄積される傾向があり、それに応じて貯蓄も過小となる傾向を持つ。外部不経済の場合には、逆となる。政策当局は、社会的耐久財の真の「社会的」収益率を測定して、市場では評価されないその外部効果に対応する部分を、補助金ないし課税によって正確に補うべきであると結論することができよう。

明治10年代における 製糸資本の生成と村落構造の変化(Ⅰ)

高山隆三

は し が き

I 製糸女工の流出基盤と存在形態(本号)

II 製糸資本と養蚕農家

—養蚕業の展開と村落構造の変化— (以下)

III 製糸資本の生成過程とその性格

む す び

は し が き

日本資本主義の確立過程において、農業生産を基礎とする生糸・茶・米の輸出は、生産手段・消費手段両生産部門の必要とする原料・諸機械輸入を可能とし、資本制生産軌道の急速な確立を実現したことはすでに明らかである。^(注1)この過程において生糸輸出は明治初年の日本の輸出総額の50%~60%を占め、輸出貿易上の枢軸をなしていた。かかる日本資本主義確立の基礎条件である製糸業は幕末閉港期に到達していた自生的発展段階を基礎として、市場が世界資本主義との連繫を契機に一気に拡大することによって発展条件が与えられた。問題はかかる発展条件が満足され急速な発展が現実化してゆく全過程の把握において、製糸資本の自生的展開を決定的要因に位置づけるか、或は^(注2)自生的展開を認めながら、国際的契機を導入し金融機

構の編成、横浜売込問屋体制の確立に発展の規定的役割を求めるとして、その場合なお明らかにされるべき点の一つは、横浜売込問屋体制に集約される生糸流通組織・金融上の諸組織が確立される明治20年代以前の製糸資本の蓄積過程がいかなる基礎上で進行したか、製糸金融のあり方、養蚕農民・製糸労働者と製糸資本との関係の具体的分析である。

本稿は明治10年代を対象として、製糸資本と労働者、養蚕農民との具体的関係を提示し、それを通じて製糸マニュファクチュアの生成・展開・マニュファクチュア資本の運動を把握し、製糸資本の確立が、製糸資本における資本賃労働関係、資本と養蚕農民関係をいかに変化させながら、資本と地主的土地所有の共生関係を確立し、村落構造をいかに再編するかを展望しようとするものである。

かかる分析の対象として本稿は現諏訪市湖南区南真志野^(注4)における一製糸資本(関初平家全製糸所)が器械製糸を開始し、生糸結社「東英社」を結成する明治11年より20年にいたる期間をとりあげる。湖南区は、昭和30年に諏訪市に合併される以前は、湖南村に属し、江戸時代の本村である北真志野・南真志野、大熊、田辺および新田村の後山、板沢、栢平からなっていた。明

注(1) 水沼知一「明治後期における生糸輸出の動向」(『社会経済史学』28巻5号、1963年)

(2) 矢木明夫「日本近代製糸業の成立」1963年・同矢木明夫「明治中期の製糸金融」(研究年報『経済学』25巻3・4号)

(3) 山口和雄編著「日本産業金融史研究—製糸金融篇—」1966年

中村政則「製糸業の展開と地主制」(『社会経済史学』32巻5・6号 1966年)

石井寛治「器械製糸業の発展過程」(『歴史学研究』282号 1963年)

石井寛治「産業金融史研究の方法に関する覚書」(『社会経済史学』33巻3号 1967年)

(4) 南真志野については慶応義塾大学村落調査会(代表有賀喜左衛門)が「村落における氏神祭祀組織と政治経済構造との関連」(慶応義塾大学『社会学研究会紀要』第1号 1962年)の中間報告を行っており、本稿はその研究における拙稿「明治時代の農業と製糸業の発展」を受けつぐものである。

治10年の戸数は本籍 553 戸、人口数男1328人、女1264人、他出寄留37人で「農桑を業とする者三百八十七戸、酒造を業とする者二戸、商を業とする者五十一戸、工を業とする者七十三戸、薪炭を業とする者十戸、漁業をなす者十一戸、猟業をする者19戸、各別ありと雖も概ね農桑を主務」(「長野県町村誌、南信篇」3308頁)としている。税地は田 220 町歩、畑 108 町、宅地 26 町、山林 125 町、山 3534 町、計 4015 町で、耕地は少ない(同上3301頁)。南真志野は急峻な斜面に集落を構え、諏訪湖デルタに水田をもち、その水田の多くは汎濫に常にさらされ、反当米生産量は明治期には2石水準であった。明治9年南真志野土地所有者 174 戸、うち3反未満62.1%、3~5反14.4%、5~7反8.6%、7反~1町9.8%、1町以上が5.1%という零細所有構造となっており、各家の経済的再生産は既に江戸時代に武家奉行、中馬稼、江戸出稼が行なわれていたようであり、明治10年において、近隣町村の中では湖南村の他出寄留者の数37人というのは絶対的にも相対的にも大きいものであった。

湖南村で養蚕製糸は農家副業として1700年代中葉から開始されていると推定されるが、明治9年、桑苗凡15千本、蚕卵紙2322枚、繭1518貫目、生糸135貫目が生産されている。ここで器械製糸が開始されるのは明治9年か10年であり、製糸器械は「村の戌の方北真志野にあり。建屋坪数9坪、水車差互シ六尺、十二人取なり。一は村の卯の方大熊にあり、建屋六坪、水車差互シ六尺、八人取なり。」(同上町村誌3307頁)南真志野においては、関初平、金子長内、関利右衛門が明治11年器械製糸を開始し、北真志野の関伊助が中心となって、同年、「東英社」を結成する。明治10年代はまさに湖南村、特に南北両真志野においても製糸マニエフクチュアの簇生する時代であり、この時期こそ本稿の対象とするところである。

本稿で用いている資料について記せば、それは南真志野の関家所蔵の関初平「歳内大宝恵日記」明治16年、17年、18年、20年、21年の5冊、「大宝恵 未一月」(明治16年)、明治21年の「製糸工女明細帳」、明治8年「細糸 大宝恵」、明治12年6月「仕入帳」、明治16年7月「大宝恵」、明治20年1月「仕入 大宝恵」及び諏訪市役所湖南支所所蔵の明治9年根基「土地名寄帳」「壬申戸籍」が主たるものである。

I 製糸女工の流出基盤と存在形態

(1)

明治10年代は南北両真志野を中心として湖南村において器械製糸が数多く開始されている。明治11年に器械製糸の開業を出願する者は北真志野6名、南真志野4名、大熊2名、不明が2名の14名(湖南支所所蔵「器械製糸出願届」)であり、明治13年製糸業を営む者13名、内6名は明らかに器械製糸を営んでいる。器械製糸の生成過程の検討は後節で行ない、本節では、製糸女工がいかなる存在形態を明治10年代の特に後半においてとっていたかを、諸組規約を素材として先ず検討の端緒とし、続いて、関初平家の女工がいかなる性格の農家から流出してきているか、その性格を労働力の異動を通じて明らかにしてゆこう。

先ず次に示す資料は明治14年6月10日長野県友誼社諏訪郡支社第一会小会議日誌による工女取締に関する支社の規約とそれに関する討議である。

第六章 工女取締

第廿三条

一 工女取締ハ本社規則ヲ遵守シ支社ニ於テ証票簿ヲ製シ証票ニ割印ヲ為シ之レヲ渡スモノトス

第廿四条

一 本社規則第十条ニ拠リ工女ト雇主トノ間ニ雇入年季ヲ約シ期約中ハ自家使役ノ権ヲ有ス

第廿五条

一 雇入年季ハ証票ノ裏面ヘ之レヲ明記シ期約ノ証ヲ表スルモノトス 但証票ヘ記入ノ手續ハ支社ニ於テ之レヲ行フ

第廿六条

一 工女ヘ附与スル証票ハ該養成主ヨリ紹介ヲナスヘシ

第廿七条

一 自家養成ノ工女ト雖モ証票ヲ所持セシメサルモノハ其権ヲ自棄スルモノトス

第廿八条

一 他ニ於テ養成シタル工女ノ雇入示談行届クトキハ支社ニ就テ証票ノ書換ヲ請フヘシ 但シ示談ノ上互ニ一時ノ便宜ヲ謀ルハ此ノ限りニアラス

第廿九条

一 創始ノ製糸家ニ於テ工女ヲ養成スルニ方リ教師ヲ要スルトキハ該組取締役ヘ申告シ近傍ノ製糸

家ヘ就テ需借ヲ請フヘシ

第三十条

一 雇主ノ承諾ヲ經テ他人ヘ転シタル就業ノ工女ハ取締役ヘ申告シ之レヲ引戻スヲ得若シ之レヲ背セサルモノアルトキハ本社ノ規則ニ照シ処分スヘシ

第卅一条

一 工女雇使ノ方法一定ノ上ハ本社規則第十四条ニ拠リ給料ヲ定ムル左ノ如シ

- 上等 一日拾五銭ヨリ多カラス但シ各家ニ於テ適宜試験シ尤優等ノ工女ヘハ支社ヘ届置金五銭已下ノ賞ヲ与ル事
 - 中等 同金拾銭ヨリ多カラス 但シ上等ニ照準シ金二銭已下ノ賞ヲ与ル事
 - 下等 同金五銭ヨリ多カラス
- 以下等外トス

友誼社諏訪郡支社第一会小会において最も問題とされたのは第六章「工女取締」の諸条項であった。

一つの問題点は二十八条でこれは起草者側で削除した条項であったものを片倉兼太郎が「実地入用ノ箇条ト認ム故ニ之ヲ存スルヲ可トス依テ更ニ建議」し、満場起立して賛成をみている。すなわち二十八条の規定は他の製糸家が養成した工女の事実上の引抜きを容認するものであり、この小会に集まった諏訪郡の先駆的製糸家のうちでも特に急速な発展を遂げる「片倉」の場合にはかかる規定は自己にとって有利に運用しうる性格のものであったといえるであろう。

最も大きな争点は工女給料の上限の定め方であった。すでに明治14年伊那郡では日給が20銭であった。したがって先ず次のような発言がなされている。

「一番田中半左衛門曰ク工女雇入ノ際当郡ハ日給十五銭ナレトモ伊那郡ハ二十銭ナレハ之レヘ転シタシ等苦情ヲ鳴ス事モ間々アランカト想像ス如何カ番外ニ質問ス

番外一番答曰万一他郡ヘ転スル等ノ事アルトキハ受持取締ヨリ其他ノ取締ヘ掛合ノ上工女ヲ引戻スヲ得ルモノナレハサタル不都合アラサルナリ」

「廿八番(五味又右衛門)曰昨年ノ如キハ規則ヲ守リテ却テ安リニ転セラレ大ニ失敗セシ事アリ本年ハ確然不拔ノ規則ニナスヘシ

番外二番曰二十八番ノ配慮セラルモ尤ナリ併シ此条確定ノ後ハ必ス反則者等ハアルヘカラス万一之レアルトキハ取締ニ於テ処置スレハ此ノ如キ思ハアラサルナリ 四拾八番(片倉兼太郎)曰工女ノ日給ハ二拾銭トスヘ

シ然ラサレハ他郡ヘ転スルハ必定ナリ且給ノ多寡ヲ論シ賞ヲ云ハザルハ人情皆然リ依テ二拾五番(武井代二郎)ヲ賛成ス」

これに対し平野村林仙左衛門、湊村田中半左衛門及び他一名が原案を支持し、この会議の議長下諏訪村、増澤市郎兵衛も議長席を下って次の様に原案支持の発言をなしている。

「二十五番四十八番ノ云フ如ク二十銭トスルトキハ何レノ点ヨリ推究スルモ特別優等者ヘハ二拾五銭ヲ与ヘサルベカラス如何トナレバ效ニ拾人ノ優等工女アリトセンニ其中三四名ノ特別優等者アルハ必定ナリ然ルトキハ右ノ者ニハ必ス二拾五銭ヲ与ヘスハ承引セサルハ鏡ニ懸ケテ明カナリ依テ前説ヲ主張シ原案ヲ維持ス」

この採決の結果は当日出席者30名中27名が原案に賛成となっている。すなわち、工女給料上限の引き上げにならざるを得ないことに対する反対が大勢を占めたのである。事実上の労働力移動、あるいは工女集めの困難より大多数の製糸家にとってはなお現実的には賃銀上限の引き上げから生ずる困難の方がより大きかったものと考えられる。しかしながら、廿八番の発言のごとく、規定された賃銀を守ることによって、労働力が移動し「大ニ失敗セシ事アリ」という状況が発生しており、給料のみではなく第卅一条等の規定、すなわち工女の移動に対する規制が必要とされるにいたっていることも見逃しえないのである。しかし労働力移動に対する規制がどれほどの強制力を持ちえたかは明治10年代では疑問とせざるを得ないであろう。

全関初平の属する東英社の明治13年の申合規則においては工女雇入給料を次のように定めている。

「工女上中下三等ニ区分ス其等給五升以上ヲ若等トス(ママ)右給五合落ヲ以テ二等トス尤五升以下ニテモ糸高目ニ依テ一等ニ準シ左ノ給料ヲ附ス可事

- 一等 金拾貳銭五厘 五升
- 但シ一升ニ付目方一分五厘落ハ二類ノ類ヘ入ル
- 二等 金拾壹銭 四升五合
- 但シ一升ニ付一分高ヨリハ若等ニ入ル
- 内五分落ハ三等ニ入ル
- 三等 金六銭 二升五合

本規則においては友誼社諏訪郡支社に定められた給料規定より最高・最低の幅が狭く、最高で12銭であった。それ故、1年後の明治14年において、最高が支社では15銭に定められることすら、東英社社員にとっては高すぎることであったと考えられる。したがって片倉兼太郎の最高20銭案は否定されざるを得なかったで

あろう。また初平家の女工の供給源は明治10年代においてはほぼ通勤圏内であり主として湖南村及び隣村の豊田・中洲村の範囲であり、明治20年代にいたって始めて伊那郡より女工を雇入れている状況の下にあった。明治10年代初頭にはすでに諏訪郡には伊那郡或は飛騨よりの女工雇入れが始まっており、かかる女工に依存する製糸経営にとっては、伊那郡における賃銀水準が諏訪郡より高いことは問題であったにせよ、大多数の経営においては、なお雇入れ女工の数も少なく、殆んどが地元労働力に依存している限り伊那郡の賃銀水準は大きな問題とはなりえなかったであろう。

また、東英社の申合においては、女工の移動に就いては何ら制限の規定は見出されない。この申合それ自体の性格より、全製糸資本に関する規定が設けられないのは当然であったろうし、また現実的には、10年代前半には地元において充分な労働力が見出されその必要もなかったものといえる。全関初平の経営で女工の給料、労働日、生産量の明細が知られるのは、明治21年からであるが、明治16年よりは、「歳内大宝恵日記」により女工の姓名のみを知ることができる。それによれば明治16年12月末に糸取賃を渡したと記されている姓名は22名であり、うち11名が南真志野の出身者であった。その他の女工もほぼその姓よりみて、北真志野、大熊の湖南村内村落及び中洲・豊田の両村と推察される。かかる構成は明治10年代には基本的には変化なかったものといえる。したがって明治10年代前半にはなお女工雇入れに就いては友誼社諏訪支社が規則を定めたとしても、個々の製糸経営を強く規制するにはいたっていないものといえよう。

この点明治16年より21年の間における全関初平家の資料(但し明治19年の資料は欠除)によって労働力の存在形態とその基盤、その異動状況を検討すれば以下のごとくである。明治16年の「歳内大宝恵日記」によると、12月20日から23日迄の間に「糸取ちん」を清算しており、そこに記された工女の人数は南真志野11名、それ以外が11名の計22名である。彼女達が明治16年以前より初平家で雇入れられていたか否かを明らかにしうる資料に欠くが、南真志野出身女工11名中、6名はその年限りで明治17年には働いていない。南真志野外でも11名中8名が16年限りであり、明治16年にその姓名があり、16年以降も雇入れられている女工数は南真志野では明治17年迄が1名、18年迄3名、明治21年までが1名であり、この明治21年迄の1名が、21年でやめてしまっているかは、不明である。また明治16年に働

いており、17年では、やめ、また明治18年に働いている女工も1名ある。南真志野外では、明治18年まで働く者2名、明治21年まで働く者1名である。

明治17年には、新たに「歳内大宝恵日記」に記載されている女工の姓名は、南真志野6名、うち17年限りが1名、18年迄が3名(但し18年迄の者が18年限りでやめたか否かは、19年の大宝恵日記が欠けているため不明である。)、20年迄1名、21年迄1名であり、南真志野外では新たに雇われた8名中、17年度限りの者4名、18年迄が3名、20年迄が1名である。

明治18年の「歳内大宝恵日記」によれば記載されている女工氏名は南真志野13名、それ以外が15名の計28名であり、その構成は18年に新たに雇われた者10名、明治17年にも雇われていた者9名、三年連続して明治16年にも働いていた者7名、明治17年には中断し、明治16年には働いていた者2名である。

かかる明治10年代後半における女工の異動状況は大凡次のようにいえるであろう。第一に勤続年数別にみると、年々の異動率はきわめて高く、明治17年において、女工22名中14名が、18年では10名が新たな労働力であった。明治16年の初平家の釜数は13釜であり、明治17年には18釜に増加しており、したがって、明治

第1表 南真志野出身女工勤続状況

氏名	就職時 年齢	明治					備考
		16年	17年	18年	20年	21年	
① くり	14	○					明治19年11月結婚
② うら	16	○					
③ こと	16	○					明治18年12月結婚
④ きん	18	○					明治19年11月結婚
⑤ もと	26	○					明治16年11月女子出生
⑥ とよ	15	○		○			明治19年12月養女に出る
⑦ よめ	14	○	○				
⑧ よし	13	○	○	○			
⑨ はつ	20	○	○	○			
⑩ はつ	21	○	○	○			明治18年離縁
⑪ とら	17	○	○	○	○		
⑫ なみ	21		○				明治19年11月結婚
⑬ せつ	17		○	○			
⑭ ゆき	21		○	○			
⑮ めん	12		○	○	○		
⑯ げん	13		○	○	○		

17年に新たな女工が雇入れられるのは必須であったにせよ、明治16年にも22名の女工氏名がみられ、しかも16年限りでやめているものが14名あったということは、年度内においてもかなりの異動があったことが推察されるのである。

第2に異動は総じて南真志野出身者より、それ以外の出身の女工が高かったものといえるが、その差は意味を有するほどの大きさではない。

第3に勤続する者も2~3年を限度としており、明治16年から21年迄の6年間にわたって勤続する者は南真志野1名、その他が1名の計2名にすぎない。

かかる激しい労働力異動の全貌を明らかにすることは困難であり、とくに初平家を退いた女工が再び他の製糸経営に就業しているか否かを明らかにしうる資料に欠けるが「壬申戸籍」によって、婚姻・死亡・他出による異動がいかなる状態にあるかを南真志野出身の女工について探れば次の如くである(第1表)。第1に明治16年限りで初平家を退いている女工6名のうち26才の⑤もとは女子出生のためであろうことは推察しうるのであるが、他の5名は明治18年に結婚する者1名明治19年に結婚する者2名、養女に出る者1名で、残り1名は明治21年まで在宅している。また、この6名の家族労働力構成が明治17年以降に大きな変化をとげているという事例もない。したがって、壬申戸籍上より知り得る限りでは、初平家をやめてから少なくとも2~3年間は在宅していたのであり、その間、何らかの労働に従事していたものと考えてもよいであろう。

ところで南真志野の明治10年代後半に女工として働く家の田畑所有規模についてみるならば(第2表)、明治16年で三反未満層8戸から9名、3~5反層2戸から2名の計10戸11名であり、明治17年、18年、いずれの年次をみても、5反未満、特に三反未満が圧倒的比重を占めており、それを明治21年の南真志野全土地所有規模別構成と対比するならば、三反未満農家の全農家に対する割合66.3%より一段高い比重であり、また5反以上層では、明治16年より21年の間に初平家の製糸に従事している者は3名を数えるに過ぎない。しかもこのうち明治18年の1町2反以上の規模の農家から出ている者については、その家の戸籍にその名の記載がなく、しかも、その家は初平の実家であり極めて初平家とは経済的・生活的に密接な関係にあるところから、明治18年の「歳内大宝恵日記」に記載されているその名は、その家の家族ではなく、その家を通じて雇入れた女工の名であると推測しうるのである。したがっ

第2表 農地所有規模・年次別女工数

所有規模/年次	(単位 人)				
	明治16年	17年	18年	20年	21年
0~1反	4	5	7	2	7
1~3反	5	4	2		2
3~5反	2	2	3	1	2
5~7反				1	
7~10反					1
10~12反					
12反~			1		

て、田畑所有規模よりみるならば、明治10年代後半の初平家の製糸に従事する女工の属する農家は少なくとも農地所有規模では最下層の、所有農地のみでは家族労働力の再生産が明らかに不可能の層であったといえる。

明治16年限りで初平家から退く6名の女工の属する家の農地所有規模も3反6畝が1戸のみで、他の5戸はすべて3反以下であり、したがって、農地所有規模の面において2~3年あるいはそれ以上勤続する者と特に著しい差異を見出すことはできないとすれば、初平家を退いた後、少なくとも結婚前の2~3年間にわたり自家の農業経営外で、若し何らかの自営業を営んでいない限りは、労働に従事する必要性があったものと考えられる。このことは明治17年、18年に退いた女工についても等しく考えられるところである。

さらに年齢別には明治16年、あるいは17年に就業した時に15歳以下であった者5名、15歳から19歳が6名、20歳以上5名という構成をとっており、最低は12歳、最長は26歳である。15歳以下で製糸に従事しはじめることが、明治10年代後半の零細農家においては通例であったとするならば、第1表の明治17年に17歳である⑨せつ、あるいは21歳である⑫なみ、⑭ゆきは、明治17年以前に他の製糸経営に雇われていたと考えることができるのである。

以上のごとく明治10年代後半における製糸業労働力の異動が激しく、しかもその異動は結婚や家族労働力構成の変化によるものではなく、かつ、初平家を退いた労働力を自家の経営に吸収する余地が土地所有の面ではないとすれば、病氣あるいは製糸という手工業への不適正等々個別の種々の要因が作用していたとしても、当時の諏訪地方の製糸マニファクチャの急激な展開のもとでは、総じて他の製糸経営に移る可能性がなかったと考えても誤りではないであろう。

第3表 女工 総括表

名前	前年	令統	家族構成		明治9年土地所有(単位畝)		明治21年土地所有(単位畝)		備考 (借入先、種類、面積、小作料)
			男	女	田	畑	田	畑	
①	15才	四女	2人	2人	50.21	15.12	10.29	21.00	竜雲寺 明治12年 畑 8斗5升
②	17才	長女	1人	3人	65.12	1.27	8.06	5.28	
③	17才	姉	0	2	21.01	21.01	4.21	16.07	
④	19才	次女	2	3	3.27	4.12	4.18	14.24	
⑤	27才	妻	1	3	2.21	4.00	4.00	7.12	
⑥	16才	長女	1	2	3.15	3.03	4.23	4.23	
⑦	15才	次女	0	2	14.18	9.00	14.18	9.00	
⑧	14才	長女	2	2	27.09	12.11	27.09	12.11	
⑨	21才	次女	3	4	5.27	9.15	9.06	9.24	
⑩	22才	妻	1	4	9.06	7.27	9.06	13.11	
⑪	18才	三女	3	3	9.18	12.21	1.12	9.23	
⑫	21才	長女	2	2	1.12	2.21	2.00	2.12	
⑬	17才	長女	1	2	2.00	2.12	2.00	2.12	
⑭	12才	長女	2	3	11.06	14.25	24.03	14.25	
⑮	13才	長女	2	5	55.00	23.12	18.09	39.12	
⑯	13才	長女	3	3	4.27	2.07	4.00	2.07	
⑰	16才	妻	2	2	2.06	2.06	1.27	9.14	
⑱	12才	長女	2	2	20.24	18.09	6.00	21.00	
⑲	16才	養女	2	2	25.00	17.04	54.00	18.12	
⑳	8才	長女	3	3	13.13	0.06		7.16	
㉑	13才	長女	2	2	7.06	13.12	16.12	13.09	
㉒	43才	妻	2	3	16.21	9.63	5.27	2.15	

注1 家族構成は明治17年1月1日現在

注2 ④さん、⑦よめは姉妹である。

注3 ⑥とよと⑩とよとは同一人であるが、明治19年12月養女として出る。⑩とよの家族構成は明治17年現在であり、とよを含んでいない。

明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(1)

しかし、なお検討を要する点はかかる労働力の異動に対して土地貸借関係がいかに作用するかの問題である。上述のように初平家の製糸に従事する女工の農地所有規模は殆ど三反未満であり、自己所有農地の耕作によって家計を維持することは不可能であったといえよう。とすればかかる家は土地借入関係を多かれ小なればかかるとは推測されるであろう。かかる事情の下で土地貸借関係が製糸労働力の調達あるいは緊縛といかなる関係にあったかが考察されるべきであろう。

関初平家の「大宝恵 未一月」(明治16年)には、明治19年改めの小作人氏名と小作料が記されていて、小作人の数は24名、いずれも南真志野の者である。明治16年より21年の間に初平家で働く明らかに南真志野出身の女工である者24名、23戸(第3表)に就いて初平家との土地借入関係をみると、そのうち6戸が初平家より田畑を借入している。そこで女工として初平家では働いていない18戸の小作人に就いて、「壬申戸籍」によって其の家族構成をみると、次の点が明らかになる。明治10年代後半において、小作人18戸のうち、12歳より25歳までの女工として働きうるとみられる女子労働力のある家はわずか1戸を数えるに過ぎない。すなわち初平家と多かれ少なかれ小作関係を結んでいる家で製糸女工として働き得る女子労働力が存在する場合には、殆んどが女工として初平家で働いている事実は、小作関係が製糸労働力調達に一つの力として作用しているものと判断せざるを得ない根拠を提示している。

またすでに述べたように女工の異動率は明治10年代後半において50%を超す高さであった。その場合1年限りで初平家を退く南真志野出身女工には、初平家と小作関係を結んでいる者は1名を除いては見出せないのである。すなわち小作関係にある者は少なくとも1年以上連続して初平家で働いているのであり、このことは、小作関係が労働力の緊縛に一つの力として作用していることを示すものと考えられよう。しかしながら、その力には土地貸借の広狭により強弱があり、初平家の如く、まさに2町前後の土地所有規模では直接的な、強力な支配を広く小作人に及ぼすことは不可能であった。しかし、零細規模の土地貸付であったにせよ、借入する側の土地所有規模の零細性の下では、労働力調達、緊縛に一つの力として作用していたといえるであろう。そして高率小作料と低賃銀との相互規定的關係は地主・マニファクチュア経営の下において明瞭かつ直接的に見られる。これを事例によって示せば、

⑩さんの場合をあげることができる。さんは明治17年12歳で初平家の製糸に従事する。初平家の「大宝恵 未一月」によれば、明治20年1月改めでさんの家は3斗3升の小作料となっており、その価額は明治21年1円81銭5厘である。「大宝恵」には次の如く記されている。

「 三斗三升
 亥貢米代
 壹円八十壹銭五厘
 廿一年二月二日
 貳銭四厘 筆代かし
 差引残り廿一年分
 六十六銭一厘かし」

この差引はさんの糸取賃によるのである。明治21年の「家満仁製糸場 製絲工女明細帳」によるとさんの21年の糸取賃は計14円14銭であり、それは次のように支払われている。

「 内金 壹円他 一月三十一日渡ス
 内金 壹円也 六月十九日渡ス
 六円也 九月二十二日
 壹円也 十月二十二日
 貳円也 十一月五日
 壹円七拾五銭 貢米代
 壹円八拾壹銭五厘 貢米代
 貳拾壹銭二厘 五月二十五日
 貳銭四厘 筆代

しめて 拾四円八拾銭一厘」

この計より糸引賃を差引くと66銭1厘となり、それが「大宝恵」の末において「かし」と記されている額である。「貢米代」が糸取賃によって支払われるこの関係は地主的土地所有と製糸資本の共生・展開を規定するが、この関係が湖南村において直接的生産者・賃労働者に対する支配体制としてその姿を整えるのは明治30年代である。とまれ、ここで明らかにされる一つの点は土地貸借関係が、製糸業労働力調達・緊縛に一つの力として作用していることである。

しかし、ここでなお留意されるべき点は、初平家におけるような土地所有規模では、直接的な支配・従属関係が総じて強固なものとはなりがたく、製糸資本の蓄積・労働力需要の拡大過程では、すでに必要な労働力数を、直接的な小作関係によって調達しえぬばかりか、例え一部を、小作関係を通じて調達しえたとしても、労働力需要が拡大しつつある事情の下では、その事のみで労働力を自己の経営に緊縛することは、製糸

資本間の競争によって絶えず崩されるのである。先に述べた如く、小作関係は労働力調達、その緊縛に一定の作用を果していることは確定されるにせよ、その関係が極めて小さい時には、その力は弱く、したがって、労働力の異動も容易であったものと考えられる。すなわち、初平家と小作関係にあるものは、その製糸に1年以上は従事しているが、その女工が結婚より2~3年以前に初平家から離れる者があることはその作用の大きさが強くないこと、したがって、より製糸資本家の競争がそこでは強く作用することが考えられるのである。

(2)

明治10年代後半の女工異動率の高さが、製糸資本間の競争を基礎としているとするならば、かかる過程で、個々の製糸資本は、特に一定の熟練度を持つ女工の確保の手段を個別に講ずると同時に資本間の調整を計るようになるものと考えられる。

初平家の「歳内大宝恵日記」によれば、「手付金」の支払が始めて見出されるのは明治17年であり、それ以前の明治12年から15年の間に手付金が支払われたか否かは不明であるが、明治16年の「大宝恵日記」には見出されていない。明治17年には3月7日に7戸(8人)に手付金とは記されていないが、50銭を2戸に、1円を5戸に渡しており、この7戸中明らかに南真志野の者1戸である。この7戸8人のうち、明治17年度に初平家で働く者は6戸6人であり、南真志野外で、姉妹二人が働く約束をしたと思われる1戸は、5月20日に「手合金」を返しており、明治17年には初平家で働いていない。明治18年の「歳内大宝恵日記」では手付金は支払われておらず、明治20年には南真志野外の者に5名手付金を1円1月中に渡している。

手付金という方法による労働力の確保が重要になってくるのは、初平家では明治21年からである。明治21年の「歳内大宝恵日記」によると、1月21日より2月17日までの間に21名に手付金を渡している。この内訳は、金額では最高2円であり、それが3名、1円が15名、50銭が3名であり、この2円の手付金を受取った者はいずれも湖南村外である。南真志野の者で手付金を受取った者は3名であり、手付金は南真志野外の者に重点が置かれているものと考えられる。手付金を受取りながら、この年の3月に3名が手付金を返しており、その3名は初平家ではその年に働いていない。ま

た南真志野の者1名も手付金を受取りながら、女工として働いておらず、しかも、その家は初平家より土地を借入している家でもある。

第4表 年次別出身地別女工数(単位人)

年次	明治16年	17年	18年	20年	21年
南真志野	11人	11	13	4	12
南真志野外	11	11	15	20	30
計	22	22	28	24	42

以上のごとく製糸資本が個別に労働力確保の手段として賃銀の一部を手付金として前渡しする方法は明治10年代後半の初平家の経営では未だ定着しておらず、明治20年代において始めてそれが重要な手段となる。このことは、20年代の初平家の労働力需要の急激な増大からみて、いわゆる地元労働力のみでは供給が不足するにいたっていることから知る事ができる。すなわち、南真志野の村落範囲を労働力需要において決定的に超える時期が明治20年代である。(第4表)

かかる労働力需要を基礎として、個別資本間では、労働力獲得の為に主として熟練労働力を他経営から引き抜き合う競争が展開されてくる。明治17年に初平家が渡した手付金は上述の如くその件数も少なく、かつそれは一律に1円であったが、明治21年には手付金2円の女工が3名ある点、そしてその女工の1日当り賃銀は、通常が12銭であるのに対し13~14銭であることは労働力獲得競争が展開されてきている事情を示すものといえよう。かかる競争は手付金を渡すのみではなく、「増払」という形態をとる賃銀の引き上げを一部では生ぜしめてくるのであり、ここに賃銀と労働力異動・引き抜きに対する製糸経営間の調整がより強まってくるのである。

初平の属する生糸結社「東英社」は明治18年1月新たに「生糸製造規則」を定めている。それにおける女工賃銀・労働力異動に関する箇条を記せば次の如くである。

第五条

一 女工日当ハ毎年一月定式会議之節予定スペース
但自己ノ取計ヲ以テ増払シタル者ハ過剰金トシテ金五円ヲ収入セシム

第六条

一 前条日当ニ就テハ十二月一日会議ヲ開キ確定ノ上相払フベシ

第七条

一 社員中ニテ前年備ヒ入タル工女ヲ其備主ニ無断ニテ雇入ルル事ヲ禁ス尤双方雇主及工女等相對示談ノ上ハ妨ゲナキモノトス

先に示した明治13年の東英社申合規則においても女工給与に関して既に規定されていたが、この「規則」では、申合せた給与を「自己ノ取計ヲ以テ増払シタル者ハ過剰金トシテ金五円ヲ収入セシム」というような申合せ賃銀の違反に対する罰則規定はなく、それは賃銀の規準に関する規定であった。この明治18年の「規則」では明らかに製糸資本家間の協定による賃銀決定であり、それは拘束力をもつものであるといえるが、しかしなおそのような違反を誰がどのように取り締まり、罰金をいかに徴収するかの規定がない点よりみて不十分であったとしても、かかる罰則が定められた事情の裏には、申合せ賃銀が破られる現実があったとみても不当ではないであろう。

さらに明治13年の申合規則と異なる点は前掲第七条の女工備い入れに関する規定であり、前年備い入れた工女を其備主に無断で備入れる事を禁じており、かかる規定が新たに定められる事情こそまた女工の異動・引き抜きが現実には発生していたことを物語るにはかならず、しかもそれが同一結社内の女工に就いて製糸家間で取りきめが行なわれるようになった点は重要であろう。しかしこの規定についてはなお罰則も定められていないことからみると、未だ製糸家間ではそれが強制力を強く必要とするにはいたらなかったともみることができよう。

このような女工の賃銀・異動に関する規定は諏訪郡さらに長野県全域にわたって強化されていったとみられる。

明治19年「蚕糸業組合規則」制定に基き、長野県に

おいても「蚕糸業組合各組長及理事等ニ相会シ集議ノ上」「長野県下蚕糸業組合取締所規約」が定められる。^(注5) この規約においては特に「工女使備規程」が定められている。先の明治14年長野県友宣社支社の「工女取締」の条項より5年後の「長野県下蚕糸業組合取締所規約」に到る間、工女取締に就て何らかの規定が諏訪郡の製糸家間で定められたか否かは不明であるが、前者に比し、本「規約」では次のように工女に対する規制が強化されている。

「第一項 各製糸者ニ於テ使備スル処ノ工女ハ組合事務所ノ工女籍ニ登録スルニ非レハ之ヲ使用スル事ヲ得ス」

「第三項 十九年度ニ於テ使備セントスル工女ハ十八年中使用シタルモノノ内ニ就テ之ヲ定ムベシ

但十八年中各所ニ於テ就業シタルモノハ其日数多キ処ヲ以テ之ヲ定ム」

「第六項 甲製糸者ノ工女乙製糸者ニ使備セラレン事ヲ望ムモノアルトキハ其事由ヲ取調若シ解約ノ証ヲ得ルモノニ非レバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ」

「第十二項 各工場ニ於テハ就業中放歌雑談ヲ禁シ専ラ工女ノ品行ヲ順正ナラシムヘシ」

「第十四項 各工場ニ於テハ通ヒ工女時限帳ヲ製シ毎日終業ノ後其時間ヲ記載シ工女ニ附与シ之レニ父兄ノ検印ヲ受ケ翌朝工場ニ返付セシムヘシ」

「第十六項 第拾項ノ場合ニ於テ工女ヨリ解約ヲ乞フ時備主ニ拒ミ或ハ備主第八項ニ違背シタル時ハ事務所ニ於テ其解約ヲ為サシムベシ」^(注7)

「第十七項 此規程第一項第三項第六項第七項ニ違背スルトキハ備主ヨリ工女一人ニ付金拾円ノ違約金ヲ出サシムヘシ」^(注8)

但第一項ニ對スル違約金ハ組合事務所ニ取メ其他ハ被害者ニ於テ受領スルモノトス」

以上の如く本規程では女工労働力異動に関する規制

注(5) 「長野県蚕糸業組合取締所規約」は明治23年「不必要論拾頭し」(「平野村史」下巻247頁)同年5月廃止されるが、「郡内製糸業者はその後も年々会合して、閉業期日の件、工女賃銀賞与給与の件」(前同)等を打ち合わせている。

(6) 明治18年長野県は生糸改良を目的として蚕糸製造及び蚕糸商組合規則を定めるが、これは生糸品質検査の強化、出荷・荷造りの規定が主である。これは明治19年の「蚕糸業組合規則」の制定により廃止される。

(7) 「第十項 備主ニ於テ一ヶ年以上休業シ又工場移転ノ為メ工女居住地ヨリ二十丁以外ノ距離ヲ生スルカ若クハ結婚等ノ事故ニヨリ転籍スルトキハ期限内ト雖トモ解約スル事ヲ得ヘシ
但工女ニ於テ一ヶ年以上事業ヲ廢スルトキ亦本項ニ準ス」

(8) 「第八項 工女給料ハ毎月決算シ翌月十五日迄ニ之ヲ渡スヘシ
但毎月決算表ヲ工場ニ掲示スヘシ」

(9) 「第七項 工女給料ハ毎年各組合通常会ニ於テ支給額ノ標準ヲ定ムヘシ」

が強化され、この規程に違反した製糸家に対する罰金額も女工1名につき10円という高額を課し、また女工の労働時間中における統制、さらに就業時間外における行動規制が加わる。それは先に示した第十四項の如く「通ヒ工女」においては「家」に女工監督の一任を課し、寄宿女工に対しては「第十三項 就業時間外ト雖トモ可成工女ノ外出ヲ停メ裁縫及習字等ヲ授ケ傍ラ平易ノ修身ヲ談シ努メテ婦徳ヲ涵養スヘシ

但運動ノ際ハ風俗上ニ害ナキ遊戯ヲ為サシムヘシ」というごとく労働力の全人格的統制を資本によって明確に加えようとするにいたる。

以上の「長野県下蚕糸業組合取締所規約」は原案であったと推察される。そしてこのうち特に「工女使備規程」は、その改正の過程は明らかではないが次のような修正が施される。先ず新たに次の一項が加えられる。すなわち、

「第七項 甲製糸者ノ工女ヲ乙製糸者ニ於テ使備シタルトキ誤用ノ事状判然シタルニ於テハ速ニ解約スヘシ」として、「誤用」を事由とする備入れを禁止し、さらに、先の第十六項で定められた女工よりの解約の規定が廃止され、結婚等の事由によって解約することを規程上では定めず、これに替って第十七項に製糸家が解約の節就業証に「解約年月ヲ記入シ備主之ニ認印シ事務所に差出ス」という手続き、あるいは工女の給料を毎月決算して翌月十五日迄に之を渡すことを怠った場合に解約しようという規定を設け、製糸家が本規程に遵わぬ場合において解約を認めるという変更がなされた。

明治19年の「長野県下蚕糸業組合取締所規約」では先に示した明治18年1月の東英社の「生糸製造規則」における女工に関する規定が一層精密となり、特に「工女籍ニ登録スルニ非レハ之ヲ使用スル事ヲ得ス」と登録制を確立し、各条項の違反に対する罰金は東英社規則の二倍の高額に定められる。まさに長野県においては女工に対する製糸資本の支配が制度として明治19年にはかなり明確に整備されてくるが、しかし制度として、より強力に個別製糸資本を規制する必要が現実化するのには、明治34年の「製糸同盟」の成立の時期とみるべきであろう。明治10年代末にすでに個別製糸資本間の競争は女工に対する共同の支配、体制的支配を形成しつつあったとはいえ、その確立は製糸資本の確立をまたなければならなかったのである。そしてこの資本の確立は製糸女工に対する国家権力と資本との結合的支配、まさに全体制的支配の確立を意味するも

のであった。

「長野県蚕糸業組合取締所規約」が定められるのは明治19年4月であるが、同年七月、南真志野の製糸家金子長内は女工を寄宿させるに付き、次のような「御受書」を上諏訪警察署長に届けている。

御受書

私儀生糸製造営業仕候付テハ工女廿六人相雇候内前記五人ノ者止宿為仕候付テハ午後八時過ハ他行等ハ勿論益踊男女混合等不品行猥褻之義無之様精々注意可仕候若背戻候ハ如何ナル御処分相成候共不苦依テ此段御受申候也

諏訪郡湖南村生糸製造人

金子長内

明治十九年七月十九日

上諏訪警察署長

警部 藤田弥十郎殿

(金子金吾氏所蔵「届出綴」より)

労働力需要の増大とともに他村・他郡より労働力を雇い、寄宿させるにいたる明治10年代末において、製糸家は女工に対する全人格的支配と監督の責任を警察権力に対して明らかにしなければならなかった。それは、単に寄宿させる為の形式的届出であったにせよ警察権力は女工に対する製糸資本の支配を支える力としてその機能を発揮するようになってくるのである。

以上の如く、明治10年代後半において、「貧農部分より流れ出づる半隷奴的賃銀労働者を再編成した所の」(山田盛太郎著「日本資本主義分析」61頁・40頁)特殊労働制度はなお制度としては確立をみず、その確立過程においては、女工の異動率は高く、女工の異動を規制する諸規定も整備されてくるとはいえその現実的拘束力は微弱にしか働かなかったことは明らかである。すなわち直接的な土地所有関係は、労働力調達と緊縛に一定の力として作用しているものと認められうるにせよ、その力は、労働力需要の増大とともに一部分の女工に対して働く力に過ぎなくなり、かかる力によっては個別資本の必要とする労働力を調達することは不可能となってくるのであり、製糸資本は資本の力による、労働力支配体制の確立、「再編成」が迫られてくるのである。

戦前八幡製鉄所における労働事情

—面接聴取記録—

島田 晴雄

本資料は、戦前八幡製鉄所において、工場労働に従事された方々の体験の記録である。記録は、筆者の面接聴取に応じて下さったこれらの方々の談話を、筆者が速記し、再生したものである。

筆者はさきに、本誌61巻4号(1968年4月)誌上において、「年功制の史的形成について——戦前八幡製鉄所の事例研究——」⁽¹⁾と題する小文を発表した。このささやかな実証的試みは、その事実認識の手がかりとして、戦前から同製鉄所に勤務された古老の方々の経験談に負うところが少くなかった。この種の面接聴取記録は、文書記録などと異なり、精密な証拠として直ちに利用しうる性質のものでは必ずしもなく、なお一層の吟味、考証を要するものであることは言うまでもない。しかしながら、事実把握のための文書その他の史料が、まだ不十分、不完全な形でしか利用しえぬ場合には、問題への第1次接近の手がかりとしては極めて貴重な情報を提供するものと言えよう。拙稿が発表されて以来、その意味で、同学の方々から、面接聴取記録を公開するよう熱心なお勧めと御要望とを戴いた。筆者もかねて、積極的御批判を仰ぐとともに実証分析の進展に資するため、その機会を待っていたのであるが、このほどその機会を得、ここに発表する次第である。面接聴取を快諾され御協力を下さった古老の方々をはじめ、公開を勧められた先学の方々に今回の機会を与えられた三田学会雑誌編集者にたいし、深甚の謝意を申し上げます。

1966年から67年にかけて、一連の面接聴取にもとづいて作成された記録は、4氏の談話から得られた5部

にまとめられてある。今回は、しかし、紙面に限りがあるため、そのすべてをここに転載発表することはできなかった。以下の記録は、3氏4部の抄録である。とはいえ、前出の拙稿中に摘記した部分をはじめ、雇用制度の展開をめぐる重要な諸局面についてはできるかぎり多くのスペースを割いて、ほぼ十分に再録できたと考える。4氏のうち、高田一夫氏の面接記録を掲載しえなかったことが残念であるが、これはまた別に機会を得て紹介したいと思う。

面接は、質問者があらかじめその趣旨を説明した後、回答者に、なるべく自由に談話を進めてもらう、いわゆるオープンエンドの方式を採用した。したがってその記録を、ここに抄記するに際しては、談話の展開をそのまますべて記すのではなく、主題から離れた部分を省略し、また内容に従って小見出しをつけるなど若干の編集を行なったことをおことわりしておきたい。なお、限られた紙面にできるだけ多くを載せるため、解説は附けないこととした。

掲載する記録は以下の順である。

記録Ⅰ 柴田伊右衛門氏、1967年11月3日、於八幡

記録Ⅱ 柴田伊右衛門氏、1967年11月5日、於八幡

記録Ⅲ 中島 竜一氏、1966年6月27日、於東京

記録Ⅳ 三橋 義雄氏、1967年11月3日、於八幡

(記録Ⅴ)高田 一夫氏、1967年11月1日、於八幡

(ただし、Ⅴは未掲載)

つぎに、4氏の略歴を掲げておこう。

⁽²⁾ 柴田伊右衛門氏

1885年生。

注(1) 同小稿は発表後、社団法人「労務管理研究会」(理事長 野田信夫氏)から第4回「藤林賞(研究奨励賞)」(1969年度)を授与された。本資料には敢えて解説を附けなかったが、資料中に記されている諸多のことがらの位置づけについては同稿を参照して載きたい。

(2) 筆者の調査研究に最大の御協力を惜しまれなかった柴田伊右衛門氏は、1968年7月他界された。謹んで哀悼の意を表したい。なお同氏からは雇用制度に関する書簡を戴いたが、今回は収録しなかった。